

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

▶ 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

令和4年度は、金融仲介機能の質的向上や事業性評価による課題解決型金融の実践を継続してまいります。また、新型コロナウイルス感染症の影響や、原油・原材料価格の高騰などに対し、資金繰りに支障が生じないよう、様々な経営相談にスピード感をもってしっかりと対応するなど、コンサルティング機能を発揮し、地元の中小企業の経営支援を積極的に行っていく方針であります。

▶ 中小企業の経営支援に関する態勢整備

地域やお客様が抱える様々な問題や課題に対応する人財を育成し、単独では対応できない問題には業界の総合力を活用するなど相談機能をさらに強化し、金融面・非金融面等幅広く、地域経済を支えてまいります。

中小企業・小規模事業者の支援制度として設置された「宮城県よろず支援拠点」などの外部機関を活用して、お客様の課題解決に取り組んでおります。また、国の事業である「事業承継ネットワーク構築事業」に参画し、中小企業者の事業承継の支援体制を強化しているほか、事業承継に関するアンケートを基に「宮城県事業承継ネットワーク」と連携し、事業承継診断を実施しております。

「宮城県よろず支援拠点」

経済産業省が全国に設置した、中小企業・小規模事業者を支援する制度です。各企業が抱える経営上の様々な課題について、コーディネーターがアドバイスをを行い、また、専門機関・専門家との連携により課題解決を図るものです。

「宮城県事業承継ネットワーク」

東北経済産業局、東北財務局、宮城県、中小企業支援機関、金融機関、土業団体と連携し、中小企業の円滑な事業承継を図るため、次の取り組みをしております。

- ①事業承継診断の実施
- ②事業承継支援に関する連携体制の構築

▶ 中小企業の経営支援に関する取り組み状況

創業・新規事業開拓の支援

● 各種補助金の活用

当金庫は、中小企業庁が行う「ものづくり補助金事業」等に対して、認定支援機関として創業者や新事業に対する補助金の活用、事業計画の実効性等のコンサルティング機能を発揮しております。

● 創業融資制度

各種創業支援融資の取り扱いにおいては、宮城県信用保証協会や日本政策金融公庫と連携するなど、事業計画の策定等の支援も実施しております。

また、担保・保証に過度に依存しない融資商品として、創業・第二創業等を行う事業者向けの「しんきん事業者ローン『起業創生』」を取り扱っております。

成長段階における支援

● ABLの取り組み状況

金融円滑化の観点から売掛債権や機械設備等の動産を担保とした融資(ABL)による、お客様の資金調達手段の拡充に積極的に取り組んでおります。今後も新たな資金調達や事業性評価の手段として積極的に取り組んでまいります。

● 私募債(CSR私募債を含む)の取り組み状況

お客様の長期安定資金調達需要に対応すべく、私募債の引き受けを行っており、学校寄付型私募債「しんきんCSR私募債『輝く未来』」の引き受けにも取り組んでおります。

● 販路拡大に向けた取り組み

- ・「ビジネスマッチ東北2022春」へ11社が出展し、商談を行いました。
- ・カタログ掲載支援として、信金中央金庫「優先カタログ」「旬彩カタログ」にそれぞれ1社の商品が掲載されました。
- ・東東京信用金庫主催「ひがしんビジネスフェア(ネット開催)」に2社の企業が出展し、商談が実施されました。

経営改善・事業再生・課題解決の支援

●宮城県よろず支援拠点相談会

平成30年11月より開催していた「経営相談会」は、新型コロナウイルス感染症の影響から一時休止を余儀なくされましたが、令和4年1月から、中小企業のみなさまの経営課題解決に向けた取り組みを再開しております。

●宮城県事業承継ネットワーク

宮城県事業承継ネットワークの事業承継診断書を活用し67先について診断を実施しました。診断内容から、県ネットワークと連携して専門家派遣による相談会を実施し、事業承継計画書の骨子作成支援を行いました。

●中小企業庁のM&A支援機関登録制度への登録

中小企業のみなさまが、安心して事業承継に取り組むことができる環境を整備すべく創設された制度である「M&A支援機関登録制度」に登録しました。

●経営改善・事業再生への支援

中小企業のみなさまの経営支援態勢を整備し、経営改善・事業再生のコンサルティング機能を発揮し、営業店と連携しお客様の課題解決のお手伝いをしております。また、中小企業活性化協議会(旧中小企業再生支援協議会)、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、信金中央金庫等の外部機関とも連携して、事業再生支援を下記のとおり実施しております。

実施先数(令和4年3月末)

連携先等	先数	連携先等	先数
宮城県中小企業活性化協議会(旧再生支援協議会)	7先	創業・育成&成長ファンド(信金中金翼ファンド)	1先
地域経済活性化支援機構	1先	事業再生ファンド(東北共益投資基金)	1先
みやぎ産業復興機構	35先	DDS(借入金の資本的劣後ローン)	2先
東日本大震災事業者再生支援機構	59先	宮城県よろず支援拠点相談	72先
事業再生ファンド(信金中央金庫絆ファンド)	10先	宮城県事業承継ネットワーク	3先
事業再生ファンド(三菱商事復興支援財団基金)	3先		

当金庫では上記のほか、自ら経営改善計画を策定することが困難な方に対しても、経営改善計画書策定支援等を積極的に行い、経営改善のお手伝いを実施しております。

▶ 地域の活性化に関する取り組み状況

※ 地域貢献への取り組みに関するページをご参照ください。(P10~P14)

当金庫の金融仲介の取り組みについて

当金庫は震災後の地域経済の復興と再生・発展のため、起業・創業の促進、雇用機会の創出に努め、事業者ならびに若年層の移住・定住に対する支援を強化してまいりました。

平成29年1月・2月には、地元2市1町と包括連携協定を締結し、地方創生推進による地域産業の活性化に努め、さらには創業・第二創業等地元事業者の経営基盤の強化、地域内での就労、若年層の定住を目的とした新たな商品を開発・提供し、地域社会の発展にも努めております。

また、「事業性評価基準」に基づき、担保・保証に過度に依存することなくお客様の事業内容や成長可能性を評価し、企業価値の向上に資する融資や経営支援等のサービスを積極的に行っております。

地域経済の活性化のため、お客様に寄り添い一歩踏み込んだサービス、情報提供を行い、地域やお客様との絆をより一層深め、地域密着金融の強化を図り、課題解決型金融へ取り組みを通じ、地域経済の好循環に貢献してまいります。

経営者保証に関するガイドラインの活用状況

ガイドラインの目的

中小企業の経営者による個人保証には、企業の活力を阻害する面があります。経営者保証に関するガイドラインは、そのような経営者保証の課題に対する適切な対応を通じてその弊害を解消し、主たる債務者、保証人及び対象債権者の継続かつ良好な信頼関係を構築・強化するとともに、中小企業金融の円滑化を通じて中小企業の活力が一層引き出され、日本経済の活性化に資することを目的としています。

ガイドラインへの対応

日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」では、中小企業（債務者）や経営者（保証人）、金融機関（債権者）の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

当金庫も「経営者保証に関するガイドライン対応マニュアル」を策定し、当金庫と中小企業の経営者の皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等に、このガイドラインを適用して運用しております。

ガイドラインへの取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	249件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	26.65%
保証契約を解除した件数	8件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

金融 ADR 制度への対応

▶ 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は56・57ページ参照）または総務部（電話：0225-95-4111）にお申し出ください。

▶ 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。